

## 5 精神科病院における虐待防止

令和6(2024)年4月から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。

この法律に基づき、精神科病院における業務従事者(※)による虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待)を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。通報した業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

### 通報・届出窓口

	名 称	管 轄 区 域	TEL (平日日中)
1	栃木県保健福祉部障害福祉課	宇都宮市	028-623-3093
2	県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	0289-62-6224
3	県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2138
4	県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0285-22-6192
5	県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0287-22-2259
6	安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284-41-5895

\*各連絡先(電話番号)については、原則、平日日中において受電可能となります